

【事案Ⅲ－２】火災共済金請求

・2023年10月2日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、所有建物において2021年1月に1階キッチンおよび2階トイレの溢水事故が判明したとして、火災共済金(修理見積額 8,310,468 円)の支払を被申立人に求めたところ、被申立人は経年劣化を理由に火災共済金の支払を認めなかったことから、申立人はこれを不服として、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

「被申立人は、申立人に対し、2021年1月発生 of キッチンおよびトイレ溢水事故にかかる火災共済金(修理見積額: 8,310,468 円)を支払え」との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 被申立人は、本件共済金請求に対し、経年劣化を理由として具体的な説明をしないまま、本件共済金の支払を拒んでいる。
- (2) 本件建物に生じた水ぬれの損害について、被申立人は、詳細な説明なく、経年劣化としているが、「溢水の事故被害」があることは事実であり、共済金支払事由に該当する。過去の類似事故では、本件事故と全く同様の溢水事故であったにも関わらず共済金が支払われている。本件共済契約は、2019年に締結されたものであり、2年で経年劣化とすることは社会通念上無理がある。
- (3) 被申立人による契約締結時の説明には不足があると考えられ、申立人にとってはそもそも契約自体が不利な内容であった。申立人は、被申立人による説明不足、費用明細の隠ぺい、連絡の無視・遅延、虚偽説明による不信感から、被申立人の決定内容の信ぴょう性に疑いを感じている。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 約款・事業規約では、火災共済金の支払事由を「次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれ」と定めたうえで、「ア. 給排水設備に生じた事故」を対象としており、この「事故」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」をいうところ、給排水設備の老朽化により少量の水が長期間にわたってしたり落ちた場合などの損害は、「急激かつ偶然な外来の事故」とはいえないため、約款・事業規約にいう「事故」には該当しない。

- (2) また、約款・事業規約において、「共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等」、「共済の対象の平時の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害」は火災共済金を支払わない旨を定めている。
- (3) すなわち、本件共済金の支払対象となる「給排水設備に生じた事故」とは、外来の原因により、給排水設備が破裂・ひび割れ、汚損等が生じたことにより、溢水等が生じたものを対象とするものであり、経年劣化や通常使用により生じた損害については、火災共済金の支払対象外としている。
- (4) そこで、本件事案を検討するに、申立人が提出した報告書によれば、本件事故のシステムキッチン排水管、洗面化粧台排水管、2階トイレ排水管からの漏水を報告しており、写真を添付しているが、いずれも、給排水管の外形的な損傷は認められていない。
- (5) 申立人自身の認識としても、「溢水事故の共済金の請求について」において、2021年1月の記載に「キッチンについては普段の生活で確認するような箇所ではなく気が付かなかった。排水管については皿洗いの際に詰まることがあったが、しばらくすると貯まった水が排出していたので内部までは確認しなかった。トイレと床との接合部分での溢水も確認」とされており、外来の事故により生じたものとの認識はなかった。
- (6) そして、本件建物は、1966年に建築されており、本件損害の原因は経年劣化により生じたものと考えるのが自然であり、本件事故は「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しないうえ、共済金を支払わない旨を定めた規定に該当するものであるから、共済金の支払事由が認められないことは明らかである。
- (7) なお、申立人は、被申立人による虚偽説明等を主張しているが、そのような事実は一切ない。

<裁定の概要>

申立ての趣旨については、「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

主要な争点については、本件において提出された全証拠を精査し、検討してみても、本件建物に生じた損害が、「給排水設備に生じた事故」によって生じた漏水等を原因とするものと認めることができず、むしろ給排水設備が「自然の消耗もしくは劣化」等によって漏水等が発生したものであると判断した。